

山口県自主防災アドバイザー制度について

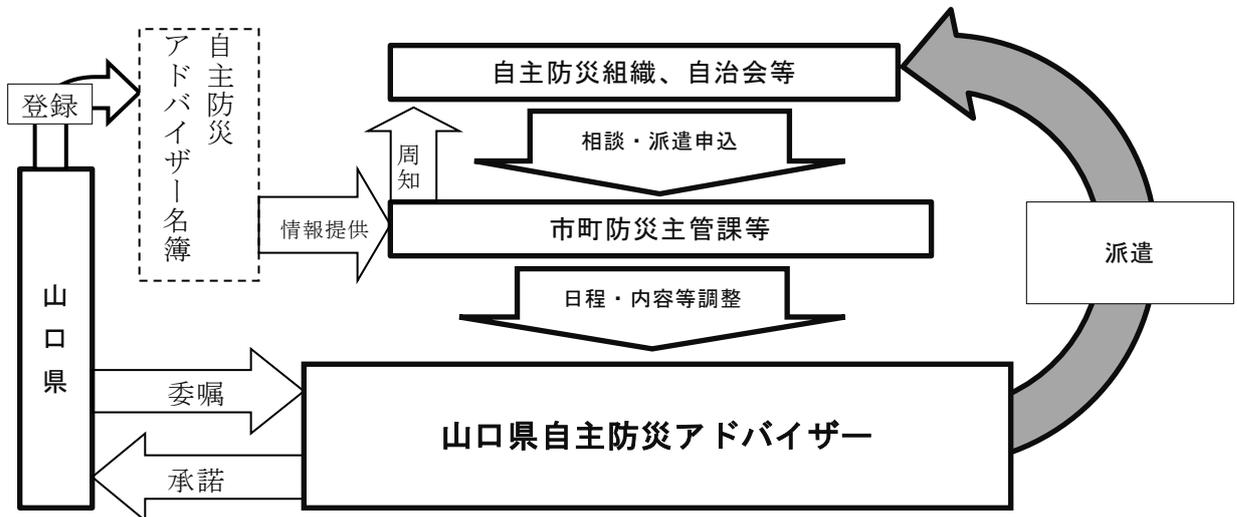
1 自主防災アドバイザー制度とは

自主防災組織等からの依頼に基づき、登録されたアドバイザーを派遣する制度であり、消防庁及び他地方公共団体においても同様の取組が進められています。

2 山口県自主防災アドバイザーとは

一般的な防災の知識を持ち、自主防災組織の指導を行えるスキルとノウハウを備え、県、市町及びアドバイザー同士で協力して自主防災組織等の活動促進に寄与する意欲を持つ方で、県が実施するアドバイザー養成研修を修了し、アドバイザーとしての活動を承諾された方に県が委嘱します。

3 自主防災アドバイザー派遣イメージ



4 アドバイザーとして活動していただくにあたって

(活動内容)

- 自主防災組織・自治会等からの研修・訓練等への協力
- 県・市町が開催する自治会、自主防災組織を対象とした研修・訓練への協力

(派遣費用)

- 派遣に係る報酬等はありません。原則ボランティアです。但し、実費等(交通費など)の支給については、依頼者側との協議によります。

(その他)

- アドバイザーの委嘱期間については、委嘱する日の属する年度の3月末としますが、特に申し出等が無い限り、翌年度以降もアドバイザーとして活動をしていただきます。
- 積極的に各種研修等へ参加していただき、アドバイザーとして更なるスキルアップに努めて下さい。